41 耕作放棄地再生利用対策 【「所要額」 5,618(5,454) 百万円】

- 対策のポイント —

荒廃した耕作放棄地を再生利用する農業者等の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・農地は食料安定供給にとって不可欠な資源ですが、農業や農村の衰退とともに面積は 減少し、耕作放棄地が年々増加しています。
- ・このため、食料自給率目標50%を掲げた食料・農業・農村基本計画において、平成32年の農地面積を461万haと見込み、この面積確保のため、戸別所得補償制度や改正農地法を活用しつつ、既に荒廃した耕作放棄地の解消を図ることとしています。
- ・その実現に向け、本対策により、荒廃した耕作放棄地を再生し作物の生産再開を図る 取組を支援しているところですが、所有者との調整や引き受け手確保の遅れ等から、 対策初年度(平成21年度)の解消実績は1,040 h a に留まりました。

政策目標

農用地区域を中心として、年間約6千haの荒廃した耕作放棄 地を再生利用

<主な内容>

荒廃した耕作放棄地に係る農地利用調整を更に促進し、引き受け手(農業者、農業者組織、農業参入法人等)が作物生産再開に向けた条件整備に一層取り組みやすくなるよう制度を見直し、耕作放棄地を再生利用する取組を総合的に支援します。

〇耕作放棄地再生利用交付金

再生利用活動

ア 再生作業 (障害物除去、深耕、整地等)及び土づくり (肥料、有機質資材の投入等)を一括で支援 (再編統合・手続きの簡素化)

- ・定額支援【5万円/10a】又は重機等を用いて行う場合【1/2等】
- ・土づくり (2年目:必要な場合のみ) 【2.5万円/10a】

イ 経営展開 経営相談、実証は場の設置・運営、加工品試作、試験販売等【定額】

- ② 施設等補完整備
 - ・用排水施設、農業用機械・施設等の整備【1/2等】
 - ・小規模基盤整備【2.5万円/10a】(定額支援創設・手続きの簡素化)
- ③ 再生利用活動附帯事業

基金管理事務に加え、農地利用調整等の再生利用に附帯する諸活動を対象として 支援【定額】

◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外における取組についても支援対象とします。

補助率:定額、1/2等事業実施主体:耕作放棄地対策協議会

[お問い合わせ先:農村振興局農地資源課 (03-6744-2195 (直))]